

別添 9

○周波数割当計画（平成二十四年総務省告示第四百七十一号）の一部を変更する告示案新旧対照表
（下線部分は改正部分）

改正案					改正前				
第1 総則 [1～8 略]					第1 総則 [1～8 同左]				
第2 周波数割当表 [1～7 略] [第1表略]					第2 周波数割当表 [1～7 同左] [第1表同左]				
第2表 27.5MHz－10000MHz					第2表 27.5MHz－10000MHz				
[略]	国内分配 (MHz) (4)		無線局の目的 (5)	周波数の使用に関する条件 (6)	[同左]	国内分配 (MHz) (4)		無線局の目的 (5)	周波数の使用に関する条件 (6)
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[同左]	[同左]	[同左]	[同左]	[同左]
	850-860 J67	移動 J68	一般業務用	MCA陸上移動通信用及びデジタルMCA陸上移動通信用とし、930-940 MHz帯と対の二周波方式に限る。		850-860 J67	移動 J68	一般業務用	MCA陸上移動通信用及びデジタルMCA陸上移動通信用とし、930-940 MHz帯と対の二周波方式に限る。 <u>ただし、平成30年3月31日までは905-915MHz帯と対の二周波方式に使用することができる。</u>
	[略]	[略]	[略]	[略]		[同左]	[同左]	[同左]	[同左]

別添 9

895-91 5 J67	移動 J68	電気通信業務用	<u>携帯無線通信用とし、割当ては別表 10—2 による。</u>	895-91 5 J67	移動 J68 <u>J95</u>	電気通信業務用 <u>簡易無線通信業務用 一般業務用</u>	<u>電気通信業務用での使用は携帯無線通信用とし、割当ては別表 10—2 による。</u> <u>簡易無線通信業務用での使用はパーソナル無線用とし、割当ては別表 7—4 による。</u> <u>簡易無線通信業務用での使用は、平成 27 年 11 月 30 日までに限る。</u> <u>一般業務用での使用は M C A 陸上移動通信用及びデジタル M C A 陸上移動通信用とし、割当ては 905—915MHz 帯に限るものとし、850—860MHz 帯と対の二周波方式に限る。</u> <u>一般業務用での使用は、平成 30 年 3 月 31 日までに限る。</u>
[略]	[略]	[略]	[略]	[同左]	[同左]	[同左]	[同左]

別添 9

	940-96 0 J67 J94	移動 J68	電気通信業務用	<u>携帯無線通信とし、割当ては別表 10-2 による。</u>		940-96 0 J67 J94	移動 J68 J95	電気通信業務用 <u>簡易無線通信業務用</u> <u>小電力業務用</u> <u>一般業務用</u>	<u>電気通信業務用での使用は携帯無線通信とし、割当ては別表 10-2 による。</u> <u>簡易無線通信業務用での使用は移動体識別用とし、割当ては別表 7-5 による。</u> <u>簡易無線通信業務用、小電力業務用及び一般業務用での使用は、平成 30 年 3 月 31 日までに限る。</u> <u>小電力業務用での使用はテレメーター用、テレコントロール用及びデータ伝送用並びに移動体識別用とし、テレメーター用、テレコントロール用及びデータ伝送用への割当ては別表 9-1 に、移動体識別用への割当ては別表 9-10 による。</u> <u>一般業務用での使用は移動体識別用とし、割当ては別表 6-2 による。</u>
	[略]	[略]	[略]	[略]	[同左]	[同左]	[同左]	[同左]	[同左]

第3表 10GHz-275GHz

[略]	国内分配 (GHz) (4)		無線局の目的 (5)	周波数の使用に関する条件 (6)
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	50.4-51.4	固定 移動	簡易無線通信業務用	割当ては、 <u>別表7-4</u> による。
		固定衛星(地球から宇宙) 移動衛星(地球から宇宙)	電気通信業務用 公共業務用	
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

国内周波数分配の脚注

[J1~J94 略]

J95 (未使用)

第3表 10GHz-275GHz

[同左]	国内分配 (GHz) (4)		無線局の目的 (5)	周波数の使用に関する条件 (6)
[同左]	[同左]	[同左]	[同左]	[同左]
[同左]	50.4-51.4	固定 移動	簡易無線通信業務用	割当ては、 <u>別表7-6</u> による。
		固定衛星(地球から宇宙) 移動衛星(地球から宇宙)	電気通信業務用 公共業務用	
[同左]	[同左]	[同左]	[同左]	[同左]

国内周波数分配の脚注

[J1~J94 同左]

J95

905-915MHz 及び 950-958MHz の周波数帯において、電気通信業務用による移動業務の局は、2018年3月31日までは、この周波数帯を使用する他の移動業務の局に対し、有害な混信を生じさせてはならない。

別添 9

[J96～J295 略]

[別表 1-1～6-1 略]

別表 6-2 移動体識別用構内無線局の周波数表

916.7—920.9MHz 帯の周波数の電 波を使用する無 線設備	[略]	[略]
	[略]	[略]
	[略]	[略]
2450MHz 帯の周 波数の電波を使 用する無線設備	2448.875MHz	

[別表 7-1～7-3 略]

[削る]

[削る]

別表 7-4 50GHz 帯簡易無線局の周波数表

[表略]

[別表 8-1～8-10 略]

別表 9-1 テレメーター用、テレコントロール用及びデータ伝送用

い。

[J96～J295 同左]

[別表 1-1～6-1 同左]

別表 6-2 移動体識別用構内無線局の周波数表

916.7—920.9MHz 帯の周波数の電 波を使用する無 線設備	[同左]	[同左]
	[同左]	[同左]
	[同左]	[同左]
952 — 956.4MHz 帯の周波数の電 波を使用する無 線設備	954.2MHz	
2450MHz 帯の周 波数の電波を使 用する無線設備	2448.875MHz	

[別表 7-1～7-3 同左]

別表 7-4 パーソナル無線の周波数表

903.0125MHz 以上 904.9875MHz 以下の周波数であって、903.0125MHz 及び 903.0125MHz に 25kHz の自然数倍を加えたもの並びに 903.05MHz 及び 903.05MHz に 25kHz の自然数倍を加えたもの

別表 7-5 移動体識別用簡易無線局の周波数表

954.2MHz

別表 7-6 50GHz 帯簡易無線局の周波数表

[表同左]

[別表 8-1～8-10 同左]

別表 9-1 テレメーター用、テレコントロール用及びデータ伝送用

特定小電力無線局の周波数表

[略]	[略]	[略]
928.1—929.7MHz帯の周波数の電波を使用する無線設備	[略]	[略]
	[略]	[略]
	[略]	[略]
	[略]	[略]
	[略]	[略]
1200MHz帯の周波数の電波を使用する無線設備	占有周波数帯幅が8.5kHz以下の無線設備	1216.00625MHz以上 1216.99375MHz以下の周波数であって、 1216.00625MHz及び 1216.00625MHzに 12.5kHzの自然数倍を加えたもの並びに これに36MHzを加えたもの。この場合において、 1216.00625MHz、 1216.01875MHz、 1216.50625MHz、 1216.51875MHz、 1252.00625MHz、 1252.01875MHz、 1252.50625MHz及び 1252.51875MHzは、

特定小電力無線局の周波数表

[同左]	[同左]	[同左]
928.1—929.7MHz帯の周波数の電波を使用する無線設備	[同左]	[同左]
	[同左]	[同左]
	[同左]	[同左]
	[同左]	[同左]
	[同左]	[同左]
950MHz帯の周波数の電波を使用する無線設備	占有周波数帯幅が200kHz以下の無線設備	951MHz以上 957.4MHz以下の周波数であって、 951MHz及び951MHzに200kHzの自然数倍を加えたもの
		951.1MHz以上 957.3MHz以下の周波数であって、 951.1MHz及び 951.1MHzに200kHzの自然数倍を加えたもの
	占有周波数帯幅が200kHzを超え400kHz以下の無線設備	951.1MHz以上 957.3MHz以下の周波数であって、 951.1MHz及び 951.1MHzに200kHzの自然数倍を加えたもの

		周波数制御用チャンネルとする。
占有周波数帯幅が 8.5kHz を超え 16kHz 以下の無線設備	1216.0125MHz 以上 1216.9875MHz 以下の周波数であって、1216.0125MHz 及び 1216.0125MHz に 25kHz の自然数倍を加えたもの並びにこれに 36MHz を加えたもの。この場合において、1216.0125MHz、1216.5125MHz、1252.0125MHz 及び 1252.5125MHz は周波数制御用チャンネルとする。	
占有周波数帯幅が 16kHz を超え 32kHz 以下の無線設備	1216MHz 以上 1217MHz 以下の周波数であって、1216MHz 及び 1216MHz に 50kHz の自然数倍を加えたもの並びにこれに 36MHz を加えたもの。この場合において、1216MHz 及び 1252MHz は周波数制御用チャンネルとする。	

		951.2MHz 以上 957.2MHz 以下の周波数であって、951.2MHz 及び 951.2MHz に 200kHz の自然数倍を加えたもの
占有周波数帯幅が 400kHz を超え 600kHz 以下の無線設備		951.2MHz 以上 957.2MHz 以下の周波数であって、951.2MHz 及び 951.2MHz に 200kHz の自然数倍を加えたもの
		951.3MHz 以上 957.1MHz 以下の周波数であって、951.3MHz 及び 951.3MHz に 200kHz の自然数倍を加えたもの
占有周波数帯幅が 600kHz を超え 800kHz 以下の無線設備		951.3MHz 以上 957.1MHz 以下の周波数であって、951.3MHz 及び 951.3MHz に 200kHz の自然数倍を加えたもの
		951.4MHz 以上 957MHz

		以下の周波数であつて、951.4MHz及び951.4MHzに200kHzの自然数倍を加えたもの
	占有周波数帯幅が800kHzを超え1MHz以下の無線設備	951.4MHz以上957MHz以下の周波数であつて、951.4MHz及び951.4MHzに200kHzの自然数倍を加えたもの
1200MHz帯の周波数の電波を使用する無線設備	占有周波数帯幅が8.5kHz以下の無線設備	1216.00625MHz 以上1216.99375MHz 以下の周波数であつて、1216.00625MHz 及び1216.00625MHz に12.5kHz の自然数倍を加えたもの並びにこれに36MHz を加えたもの。この場合において、1216.00625MHz 、1216.01875MHz 、1216.50625MHz 、1216.51875MHz 、1252.00625MHz 、1252.01875MHz 、1252.50625MHz 及び1252.51875MHz は、周波数制御用チャネ

		ルとする。
占有周波数帯幅が 8.5kHz を超え 16kHz 以下の無線設備		1216.0125MHz 以上 1216.9875MHz 以下の周波数であって、1216.0125MHz 及び 1216.0125MHz に 25kHz の自然数倍を加えたもの並びにこれに 36MHz を加えたもの。この場合において、1216.0125MHz、1216.5125MHz、1252.0125MHz 及び 1252.5125MHz は周波数制御用チャンネルとする。
占有周波数帯幅が 16kHz を超え 32kHz 以下の無線設備		1216MHz 以上 1217MHz 以下の周波数であって、1216MHz 及び 1216MHz に 50kHz の自然数倍を加えたもの並びにこれに 36MHz を加えたもの。この場合において、1216MHz 及び 1252MHz は周波数制御用チャンネルとする。

別添 9

[別表 9-2~9-9 略]

別表 9-10 移動体識別用特定小電力無線局の周波数表

[1 略]

2 1以外のもの

916.7—923.5MHz 帯の周波数の電波 を使用する無線設 備	[略]	[略]
	[略]	[略]
	[略]	[略]
	[略]	[略]
	[略]	[略]
2425—2475MHz 帯 の周波数の電波を 使用する無線設備	2448.875MHz	

[別表 9-11~11-3 略]

[国際周波数分配の脚注 略]

[別表 9-2~9-9 同左]

別表 9-10 移動体識別用特定小電力無線局の周波数表

[1 同左]

2 1以外のもの

916.7—923.5MHz 帯の周波数の電波 を使用する無線設 備	[同左]	[同左]
	[同左]	[同左]
	[同左]	[同左]
	[同左]	[同左]
	[同左]	[同左]
952—955MHz 帯 の周波数の電波 を使用する無線 設備	954.8MHz	
2425—2475MHz 帯 の周波数の電波を 使用する無線設備	2448.875MHz	

[別表 9-11~11-3 同左]

[国際周波数分配の脚注 同左]